

【令和9年4月サービス提供分からの変更事項】

請求事務は紙申請⇒PCを使用した電子請求受付システム（国保連）に変更
通常の障害福祉サービス（居宅介護や就労支援等）と同様です。紙申請の受付は不可

＜電子証明書（有効期間3年間）発行手数料7,800円が必要＞

既に大阪市、豊中市、八尾市、岸和田市、島本町で国保連に請求している事業所であれば電子証明書の発行申請は不要です。

【目的】

「月末月初の紙の山」にサヨナラ。印刷・郵送の手間をゼロに！

＜完全ペーパーレス化＞

実績記録票の印刷、封筒への封入、手書きの押印作業がすべて不要になります。

＜24時間いつでも送信＞

市役所の開庁時間を気にする必要はありません。オフィスのデスクからボタン一つで請求が完了します。

＜コストも削減＞

毎月のコピー用紙代、インク代、書留・レターパックの郵送代がなくなります。

データ保存でオフィスすっきり！「実地指導（監査）」の準備も一瞬で

＜省スペース化＞

過去の請求データや実績がシステム上に蓄積されるため、分厚いバインダーでの保管スペースが不要です。

＜高い検索性＞

自治体による実地指導の際も、過去のデータをシステムから即座に検索・抽出して提示できます。

電子証明書の発行には初期費用（3年間有効）が発生しますが、『毎月の郵送代・印刷代の削減』および『請求事務にかかる人件費（時間）の削減』により、わずか数ヶ月で十分にコスト回収ができる費用対効果の高いシステムです。事業所全体のDX（業務効率化）に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。

【電子証明書発行手数料（7,800円）回収シミュレーション】

毎月の請求書関係提出 1,300円（人件費）×2時間（市役所往復）×3か月＝7,800円

上記に加え、コピー用紙代、インク代、交通費等は不要になります。